

- 中山間地である比企郡西部地域は、栽培条件が厳しく、市場性のある特産農産物がなかった。
- 普及指導員が平成16年に「比企のらぼう菜」にまつわる江戸時代中期の古文書を発見し、**伝統野菜として特産化に向けた重点指導**を開始。
- 普及指導員が、優良系統の選抜・維持や消費拡大策を支援した結果、平成17年直売向け野菜として開始された生産が、**現在では需要に追いつかないほどの地域の特産野菜にまで成長した。**

具体的な成果

1 生産体制の確立

- **地域唯一の特産野菜として産地化が進展し作付が大幅に拡大。**

平成17年 平成24年
70a(2t) → 500a(78t)

- **生産者組織が設立され、さらに発展。**

平成17年 のらぼう菜栽培会 18名
↓
平成24年 JAのらぼう菜部会 75名

2 販売体制の確立

- **販売チャンネルの多元化が実現。**

平成17年 地元9直売所
↓
平成24年 食品卸売会社(冷凍加工品)
大手コンビニチェーン
県内及び京浜地区15市場

3 ブランド力の強化

- **安心な農産物へのニーズの高まりに応じ、県特別栽培認証(集団型)を取得。**
- **日帰りグリーンツーリズム「収穫体験バスツアー」に参画し都市住民に比企のらぼう菜の歴史と料理法等をPR。**
- **JA及び部会等の関係機関で商標登録の出願に向けて準備を開始。**



収穫体験バスツアーのようす

特別栽培認証を取得
(袋中心部に特裁マーク)

普及指導員の活動

平成16年

- 古文書の中に比企のらぼう菜の存在を発見。歴史的ストーリーを活用した産地化の検討を開始。

平成17年～19年

- 生産者の組織化に向け栽培講習会を実施。
- 比企のらぼう菜の**系統試験栽培の実施**や**自家採種を禁止し採種体制を整備し**、徐々に品質安定。
- 作期統一の実証栽培と栽培暦作成。

平成20年～24年

- 歴史的ストーリー性を活かした販促支援。古文書レプリカ作成・掲示、生産者による試食販売を支援。
- 生産者・商工者・消費者交流イベント「**比企のらぼう菜サミット**」開催支援。
- 市場出荷向けの早期出荷栽培用マニュアルを作成。JAと連携し出荷規格や販売姿勢の統一化を推進。

普及指導員だからできたこと

- ・普及指導員がコーディネート機能を発揮し、**地域の農業者間や商工業者を結びつけ**、また、**各行政機関との連携体制を構築した。**

- ・地域の農業者と日頃から密接な関係を持つ普及指導員だからこそ、信頼を得て**生産者組織の設立、産地化**することができた。

1. 取組の背景

埼玉県比企郡の西部地域は、中山間地域のため耕地面積が狭く、自家用野菜の生産が主で、市場性のある農産物が育っていなかった。地域の特産農産物を模索している中で、平成16年に旧都幾川村（現ときがわ町）で「のらぼう菜」というアブラナ科の野菜の作付けを奨励する江戸時代の古文書を見つけた。農林振興センターでは、これを幻の伝統野菜として復活させるべく関係機関と一丸となり「比企のらぼう菜」の特産化に向けた取り組みを開始した。



写真1 「比企のらぼう菜」

2. 活動内容（詳細）

[平成16年]

「のらぼう菜」に関する江戸時代中期の古文書の発見をきっかけに、農林振興センターでは、その歴史的背景について調査した。「のらぼう菜」は、その生命力の強さと栄養価の高さから、天明・天保の飢饉を救った「救荒野菜」ともいわれ、戦前には庶民の食卓に上っていたことが分かった。そこで歴史的ストーリーを活かした産地化に向け普及活動計画を検討した。

[平成17～19年]

特産化には、まず生産者の組織化が必要と考え、農林振興センターでは、平成17年から比企郡西部の各町村において、栽培講習会を兼ねた説明会を行って栽培希望者を募り「のらぼう菜栽培会（18名）」を設立した。栽培指導に当たっては、バラツキの多い「のらぼう菜」の品質を安定させるため、数種類の系統の試験栽培のほか、自家採種を禁止して採種担当農家を決め、優良系統の選抜・維持に取り組んだ。さらに生育の実証結果に基づく施肥体系や播種時期等を内容とする栽培暦を作成し、作期の統一を図った。

[平成20～24年]

地元消費者に対しても歴史的ストーリーを前面に出したPR活動を行った。例えば、直売所では古文書のレプリカを作成して掲示したり、生産者



の試食販売を積極的に支援した。

平成20年に地元商工会とも連携し、消費者交流イベント「比企のらぼう菜サミット」を開催すると、新たな色とりどりの加工品が試作・商品化されるなど農商工連携の輪が広がった。平成21年からは、市場出荷が始まるが、これに備えて早期出荷を求める市場向けの栽培暦を作成するとともに、出荷規格や販売荷姿を定め「比企のらぼう菜」の名称で統一を図った。また同年、冷凍加工向けの出荷も始まった。

3. 具体的な成果（詳細）

（1）生産体制の確立

取組開始当初の平成17年、70aでスタートした「比企のらぼう菜」栽培は、農林振興センターの作付推進により24年現在500aへと大幅に拡大した。生産者組織も18名の「のらぼう菜栽培会」から市場出荷を中心とする75名の「JA埼玉中央のらぼう菜部会」に発展した。また生産地も当初の比企郡西部地域4町村から7市町に広がり、25年産では生産者数も90名に達する見込みとなり、さらに生産の拡大を進めている。

（2）販売体制の確立

徐々に「比企のらぼう菜」の知名度が向上し、春の訪れを感じる季節野菜として認知されてくると、東京地区の各市場や大手コンビニチェーンからも引き合いがくるようになった。平成21年から埼玉県内の食品卸売会社を通じた冷凍加工品の出荷が始まると、学校や病院、介護施設の給食、また大手スーパーの惣菜にも採用され、需要はさらに増え続けている。

（3）ブランド力の強化

学校給食や病院給食等の取扱量増大に伴い、より安全安心な農産物を求めるニーズに対応するため、平成23年に農林振興センターでは、特別栽培に対応した栽培暦を作成するとともに、栽培講習会及び現地検討会を通じて農薬・化学肥料の使用量半減に対応した栽培技術の実践を支援した。その結果、平成24年の春からは、全ての「比企のらぼう菜」が埼玉県特別栽培認証（集団型）を取得することとなった。



写真3 特別栽培認証を取得
（袋中心部に特裁マーク）

また、平成23年春の収穫期には、民間会社が主催する日帰りグリーンツーリズム「収穫体験バスツアー」に参画し、都市住民に「比企のらぼう菜」の魅力を伝えるとともに知名度の向上を図った。



写真4
収穫体験バスツアーのようす

4. 農家等からの評価・コメント（比企郡嵐山町 大野敏行氏）

農家が自家消費するだけの「比企のらぼう菜」を東松山農林振興センターと連携して復活させ8年目となった。平成21年からJA埼玉中央のらぼう菜部会を結成して市場出荷を開始すると予想以上の反響があり、仲間に栽培を呼びかけ出荷量増大に対応してきた。「比企のらぼう菜」は県特別栽培認証を取得して収益性も良く、地域内の耕作放棄地解消のための導入作物としても今注目されている。

5. 普及指導員のコメント（埼玉県東松山農林振興センター農業支援部技術普及担当担当課長 小野敬弘）

比企郡西部地域においては、特産の候補野菜がなかなか見いだせない中で、今回の普及活動によって「比企のらぼう菜」という伝統野菜を現代に合った形で復活させ産地化が成功した。生産者だけでなく地元商工会からも注目され、地域を代表する野菜に育ったことから、今後は更なる生産拡大とともに、ブランド力の強化を図っていきたい。

6. 今後の展開・方針等

農林振興センターでは、歴史的ストーリーを持った「比企のらぼう菜」を特産化の切り札として産地化を進めてきた結果、今では増大する需要に供給が追いつかない状況となっている。

新たな生産者の掘り起こしによって供給量の増大に対応しているが、今後の高齢化による生産量の減少が懸念されるため、新規就農者や定年帰農者の確保と併せて個々の生産者の作付拡大のための体制整備を支援するとともに、民間企業による農業参入を推進するなど生産力の維持・拡大を図っていく。